

厚生省の向精神薬取扱い手引

厚生省は、向精神薬の取扱いに係る問題を早期に発見するため、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課を設けた。この監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課長と監視指揮課員で構成される。監視指揮課長は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

向精神薬の取扱いに関する監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

薬局における向精神薬取扱いの手引

向精神薬の取扱いに関する監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

向精神薬の取扱いに関する監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

向精神薬の取扱いに関する監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

向精神薬の取扱いに関する監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

向精神薬の取扱いに関する監視指揮課は、向精神薬の取扱いに関する監視指揮課員を指す。

平成24年2月

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

薬局における向精神薬取扱いの手引

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、プロチゾラムなどが指定されています。

第2 向精神薬小売業者の免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第50条及び第50条の26）

薬局開設者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、通常、薬局開設者が向精神薬小売業者の免許を申請する必要はありません。

第3 譲受け（法第50条の16・麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第36条）

(1) 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者(注)から譲り受けることができます。

(注) 薬局開設者と同様に、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者も向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされます（法第50条の26）。

(2) (1)の他、次の場合も向精神薬を譲り受けることができます。

- ① 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ③ 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ④ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

第4 譲渡し（法第50条の16及び第50条の17・施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合以外には譲り渡すことはできません。

- ① 向精神薬処方箋を所持する者に向精神薬を譲り渡す場合（向精神薬小売業者として行う場合に限る。）
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）

- ③ 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引替えに船舶所有者に譲り渡す場合
- ④ 救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空運送事業を経営する者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑤ 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- ⑥ 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑦ 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱い者に譲り渡す場合

第5 不備又は不審な処方せんの取扱い（薬剤師法第24条）

処方せんに疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方せん（例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれることがありますので、書式等が不自然な処方せんや遠隔地の医療機関の医師から発行された処方せんには注意が必要です。

第6 保管（法第50条の21・施行規則第40条）

- (1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。
 - ① 薬局内の人目につかない場所で保管すること。
 - ② 保管する場所は、業務従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。
- [例]
 - a) 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。
日中、業務従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。
 - b) ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかにかぎをかけること。
- (2) ペンタゾシン、ブレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第7 廃棄（法第50条の21）

- (1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第9 記録の項参照。）
- (2) 廃棄は焼却、酸、アルカリによる分解、希釀、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第8 事故（法第50条の22・施行規則第41条）

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事に届け出してください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出してください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* O.D.フィルム剤は「錠剤」にあたります。

第9 記録（法第50条の23）

第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- ① 向精神薬の品名（販売名）・数量
- ② 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

(注)

- a) 患者への向精神薬の交付、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません（施行規則第42条）。
- b) 同一薬局内の向精神薬小売業者の記録と向精神薬卸売業者の記録は別にする必要があります。両者の間で譲受け、譲渡しがあった場合はそれぞれ記録してください。
- c) 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
- d) 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

第10 薬局管理者の義務（法第50条の20）

- (1) 薬局の管理者は、自ら向精神薬取扱責任者となるか又は営業所ごとに向精神薬取扱責任者を置かなければなりません。
- (2) 向精神薬取扱責任者は、向精神薬の譲渡し、譲受け、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないように、業務従事者を監督しなければなりません。

第11 立入検査（法第50条の38）

- (1) 立入検査は、向精神薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員（麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第72条第11号）。

第12 その他

1) 輸入、輸出（法第50条の8及び第50条の11・施行規則第27条及び第30条）

- (1) 向精神薬を輸入又は輸出することはできません。
- (2) 患者は、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して入国又は出国することができます。
ただし、施行規則別表第一に定められている量を超える量の向精神薬を携帯して出入国する場合には、これらの向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病的治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）の所持が必要です。
なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

2) 製造、製剤、小分け（法第50条の15）

- (1) 向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。
- (2) 調剤（予製を含む。）については、製剤に該当しません（法第2条第29号）。

3) 容器の記載（法第50条の19）

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「」の記号等が表示されます。

4) 承認条件

- (1) メチルフェニデート製剤「リタリン®錠／散」「コンサーダ®錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その確認の上で調剤がなされることとされており、第三者委員会による流通管理が行われておりますので、注意が必要です。
- (2) ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を修了した医師であることを確認する必要がありますので、注意が必要です。

5) その他

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

【参考】向精神薬一覧（平成24年1月現在）

1 物質名一覧表

	物 質 名	薬理作用			物 質 名	薬理作用	
第 1 種	ジペプロール	鎮 咳		第 2 種	テマゼパム	中 枢 抑 制	
	セコバルビタール	中 枢 抑 制	○		デロラゼパム	中 枢 抑 制	
	フェネチリン	中 枢 興 奮			トリアゾラム	中 枢 抑 制	○
	フェンメトラジン	中 枢 興 奮			ニトラゼパム	中 枢 抑 制	○
	メクロカロン	中 枢 抑 制			ニメタゼパム	中 枢 抑 制	○
	メタカロン	中 枢 抑 制			ノルダゼパム	中 枢 抑 制	
	メチルフェニデート	中 枢 興 奮	○		ハラゼパム	中 枢 抑 制	
	モダフィニル	中 枢 興 奮	○		バルビタール	中 枢 抑 制	○
第 2 種	アモバルビタール	中 枢 抑 制	○	第 3 種	ハロキサゾラム	中 枢 抑 制	○
	カチン	中 枢 興 奮			ピナゼパム	中 枢 抑 制	
	グルテチミド	中 枢 抑 制			ビニルビタール	中 枢 抑 制	
	シクロバルビタール	中 枢 抑 制			ピプラドロール	中 枢 興 奮	
	ブタルビタール	中 枢 抑 制			ピロバレロン	中 枢 興 奮	
	ブプレノルフィン	鎮 痛	○		フェノバルビタール	中 枢 抑 制	○
	フルニトラゼパム	中 枢 抑 制	○		フェンカンファミン	中 枢 興 奮	
	ペンタゾシン	鎮 痛	○		フェンジメトラジン	中 枢 興 奮	
第 3 種	ペントバルビタール	中 枢 抑 制	○		フェンテルミン	中 枢 興 奮	
	アミノレクス	中 枢 興 奮			フェンプロポレクス	中 枢 興 奮	
	アルプラゾラム	中 枢 抑 制	○		ブトバルビタール	中 枢 抑 制	
	アロバルビタール	中 枢 抑 制	○		プラゼパム	中 枢 抑 制	○
	アンフェプラモン	中 枢 興 奮			フルジアゼパム	中 枢 抑 制	○
	エスクロルビノール	中 枢 抑 制			フルラゼパム	中 枢 抑 制	○
	エスタゾラム	中 枢 抑 制	○		プロチゾラム	中 枢 抑 制	○
	エチナメート	中 枢 抑 制			プロピルヘキセドリン	中 枢 興 奘	
第 3 種	エチランフェタミン	中 枢 興 奘			プロマゼパム	中 枢 抑 制	○
	オキサゼパム	中 枢 抑 制			ペモリン	中 枢 興 奘	○
	オキサゾラム	中 枢 抑 制	○		ベンツフェタミン	中 枢 興 奘	
	カマゼパム	中 枢 抑 制			マジンドール	食 欲 抑 制	○
	クアゼパム	中 枢 抑 制	○		ミダゾラム	中 枢 抑 制	○
	クロキサゾラム	中 枢 抑 制	○		メソカルブ	中 枢 興 奘	
	クロチアゼパム	中 枢 抑 制	○		メダゼパム	中 枢 抑 制	○
	クロナゼパム	抗てんかん	○		メチプリロン	中 枢 抑 制	
第 3 種	クロバザム	抗てんかん	○		メチルフェノバルビタール	中 枢 抑 制	
	クロラゼブ酸	中 枢 抑 制	○		メフェノレクス	中 枢 興 奘	
	クロルジアゼポキシド	中 枢 抑 制	○		メプロバメート	中 枢 抑 制	
	ケタゾラム	中 枢 抑 制			レフェタミン	鎮 痛	
	ジアゼパム	中 枢 抑 制	○		ロフラゼブ酸エチル	中 枢 抑 制	○
	セクブタバルビタール	中 枢 抑 制			ロプラゾラム	中 枢 抑 制	
	ゾルピデム	中 枢 抑 制	○		ロラゼパム	中 枢 抑 制	○
	テトラゼパム	中 枢 抑 制			ロルメタゼパム	中 枢 抑 制	○

注1) それぞれの物質の塩類及びそれらを含有するものを含む。

注2) ○印は、日本国内で医薬品として流通しているものを示す。

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表【物質名順】

（1）第1種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名 (会 社 名)
セコバルビタールナトリウム	注射用アイオナール・ナトリウム(0.2) (日医工)
メチルフェニデート塩酸塩	コンサー タ錠18mg・錠27mg (ヤンセンファーマ) リタリン散1%・リタリン錠10mg (ノバルティスファーマ)
モダフィニル	モディオダール錠100mg (アルフレッサファーマ=田辺三菱製薬)

（2）第2種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名 (会 社 名)
アモバルビタール	イソミタール原末 (日本新薬)
ブレノルフィン	ノルスパンテープ5mg・テープ10mg・テープ20mg (ムンディファーマ=久光製薬)
ブレノルフィン塩酸塩	ザルバン注0.2mg・注0.3mg (日新製薬) レペタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg (大塚製薬)
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg (エーザイ) ビビットエース錠1mg・錠2mg (辰巳化学=日本ジェネリック) フルトラース錠1mg・錠2mg (シオノケミカル) フルニトラゼパム錠1mg「アメル」・錠2mg「アメル」 (共和薬品工業) フルニトラゼパム錠1mg「J G」・錠2mg「J G」 (日本ジェネリック) ロヒプロール錠1・錠2・静注用2mg (中外製薬)
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg (アステラス製薬) トスピリール注15・注30mg (小林化工) ペンタジン注射液15・注射液30 (第一三共)
ペンタゾシン塩酸塩 (塩酸ペンタゾシン)	ソセゴン錠25mg (アステラス製薬) ペルタゾン錠25 (あすか製薬=日本化薬) ペンタジン錠25 (第一三共)
ペントバルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg (田辺三菱製薬)

（3）第3種向精神薬で市販されているもの

物 質 名	商 品 名 (会 社 名)
アルプラゾラム	アゾリタン錠0.4 (大洋薬品工業) アルプラゾラム錠0.4mg「トーワ」・錠0.8mg「トーワ」 (東和薬品) カームダン錠0.4mg・錠0.8mg (共和薬品工業) コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠 (武田薬品工業) ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠 (ファイザー製薬) メテポリン錠0.4・錠0.8 (メディサ新薬=沢井製薬)

エスタゾラム	エスタゾラム錠 1mg 「アメル」・錠 2mg 「アメル」 (共和薬品工業=日医工) ユーロジン散 1%・1mg錠・2mg錠 (武田薬品工業)
オキサゾラム	セレナール散 10%・錠 5・錠 10 (第一三共) ペルサー細粒 10%・錠 10mg (イセイ)
クアゼパム	クアゼパム錠 15mg 「アメル」・錠 20mg 「アメル」 (共和薬品工業) クアゼパム錠 15mg 「サワイ」・錠 20mg 「サワイ」 (沢井製薬) クアゼパム錠 15mg 「トーワ」・錠 20mg 「トーワ」 (東和薬品) クアゼパム錠 15mg 「日医工」・錠 20mg 「日医工」 (日医工) クアゼパム錠 15mg 「MNP」・錠 20mg 「MNP」 (日新製薬=Meiji Seika ファルマ) クアゼパム錠 15mg 「YD」 (陽進堂=日本ジェネリック=富士フィルムファーマ) クアゼパム錠 20mg 「YD」 (陽進堂=日本ジェネリック) ドラール錠 15・錠 20 (久光製薬=田辺三菱製薬)
クロキサゾラム	セバゾン散 1%・錠 1・錠 2 (第一三共)
クロチアゼパム	イソクリン糖衣錠 5・錠 10mg (沢井製薬) クロチアゼパム錠 5mg 「トーワ」・錠 10mg 「トーワ」 (東和薬品) ナオリーゼ錠 5mg・錠 10mg (鶴原製薬) リーゼ顆粒 10%・錠 5mg・錠 10mg (田辺三菱製薬=吉富薬品) リリフター錠 5・錠 10 (日医工ファーマ=日医工)
クロナゼパム	ランドセン細粒 0.1%・細粒 0.5%・錠 0.5mg・錠 1mg・錠 2mg (大日本住友製薬) リボトリール細粒 0.1%・細粒 0.5%・錠 0.5mg・錠 1mg・錠 2mg (中外製薬)
クロバザム	マイスタン細粒 1%・錠 5mg・錠 10mg (大日本住友製薬=アルフレッサファーマ)
クロラゼプ酸二カリウム	メンドンカプセル 7.5mg (アボットジャパン)
クロルジアゼポキシド	コンスーン散 1%・錠 5・錠 10 (鶴原製薬) コントール散 1%・散 10%、5mg・10mg コントール錠 (武田薬品工業) バランス散 10%・錠 5mg・錠 10mg (丸石製薬)
ジアゼパム	ジアゼパム散 1% 「アメル」・錠 2mg 「アメル」・錠 5mg 「アメル」 (共和薬品工業) ジアゼパム錠 2 「サワイ」 (沢井製薬) ジアゼパム錠 2 「トーワ」・錠 5 「トーワ」 (東和薬品) ジアゼパム注射液 5mg 「タイヨー」・10mg 「タイヨー」 (大洋薬品工業) ジアパックス錠 2mg・錠 5mg (大鵬薬品工業) セエルカム錠 2・錠 5・錠 10 (鶴原製薬)

	<p>セルシン散 1%・シロップ 0.1%・注射液 5mg・注射液 10mg、2mg・5mg・10mg セルシン錠 (武田薬品工業)</p> <p>セレナミン錠 2mg・錠 5mg (旭化成ファーマ)</p> <p>ダイアップ坐剤 4・坐剤 6・坐剤 10 (和光堂)</p> <p>パールキット散 1%・錠 2mg・錠 5mg (ニプロファーマ)</p> <p>ホリゾン散 1%・錠 2mg・錠 5mg・注射液 10mg (アステラス製薬)</p> <p>リリバー散 1% (マイラン製薬)</p>
ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー錠 5mg・錠 10mg (アステラス製薬)
トリアゾラム	<p>アサシオン 0.25mg 錠 (長生堂製薬=田辺製薬販売=日本ケミファ) <経></p> <p>アスコマーナ錠 0.125mg (日新製薬)</p> <p>アスコマーナ錠 0.25 (日新製薬=富士フィルムファーマ)</p> <p>カムリトン 0.25mg 錠 (寿製薬)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg 「タナベ」・錠 0.25mg 「タナベ」 (長生堂製薬=田辺三菱製薬=田辺製薬販売)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg 「EMEC」・0.25mg 「EMEC」 (サンノーバ=エルメッドエーザイ)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg 「JG」・錠 0.25mg 「JG」 (大興製薬=日本ジェネリック)</p> <p>トリアゾラム錠 0.125mg 「TCK」 (辰巳化学)</p> <p>トリアゾラム錠 0.25mg 「TCK」 (辰巳化学=マイラン製薬)</p> <p>トリアゾラム錠 0.25mg 「TSU」 (鶴原製薬)</p> <p>トリアラム錠 0.125mg・0.25mg (小林化工)</p> <p>ネスゲン錠 「0.25」 (辰巳化学=マイラン製薬)</p> <p>ハルシオン 0.125mg 錠・0.25mg 錠 (ファイザー製薬)</p> <p>ハルラック錠 0.125mg・錠 0.25mg (富士薬品=共和薬品工業)</p> <p>パルレオン錠 0.125mg・錠 0.25mg (大洋薬品工業)</p> <p>ミンザイン錠 0.125mg・錠 0.25mg (日医工)</p>
ニトラゼパム	<p>チスボン錠 5・錠 10 (鶴原製薬)</p> <p>ニトラゼパム錠 5mg 「トーワ」 (東和薬品)</p> <p>ニトラゼパム錠 5mg 「JG」・錠 10mg 「JG」 (日本ジェネリック)</p> <p>ネルボン散 1%・錠 5mg・錠 10mg (第一三共)</p> <p>ネルロレン細粒 1% (辰巳化学)</p> <p>ネルロレン錠 「5」・錠 「10」 (辰巳化学=日本ジェネリック)</p> <p>ノイクロニック錠 5 (大洋薬品工業)</p> <p>ヒルスカミン錠 5mg (イセイ)</p> <p>ベンザリン細粒 1%・錠 2・錠 5・錠 10 (塩野義製薬)</p>
ニメタゼパム	エリミン錠 3mg・錠 5mg (大日本住友製薬)
バルビタール	バルビタール「ホエイ」 (マイラン製薬)

ハロキサゾラム	ソメリン細粒1%・錠5mg・錠10mg (第一三共)
フェノバルビタール	<p>フェノバル原末・散10%・錠30mg・エリキシル0.4%・注射液100mg (藤永製薬=第一三共)</p> <p>フェノバルビタール シオエ(末) (シオエ製薬=日本新薬=吉田製薬)</p> <p>フェノバルビタール「ホエイ」(末)・散10%「ホエイ」 (マイラン製薬)</p> <p>フェノバルビタール散10%「シオエ」 (シオエ製薬=日本新薬)</p> <p>フェノバルビタール散10%「ヒシヤマ」 (ニプロファーマ)</p> <p>フェノバルビタール散10%「マルイシ」 (丸石製薬=吉田製薬)</p> <p>フェノバルビタール散10%「J G」 (日本ジェネリック)</p>
フェノバルビタールナトリウム	<p>ノーベルバル静注用250mg (ノーベルファーマ=アルフレッサファーマ)</p> <p>10%フェノバルビタール注「ノーベル」 (ノーベルファーマ=日医工) <経></p> <p>ルピアール坐剤25・坐剤50・坐剤100 (久光製薬)</p> <p>ワコビタール坐剤15・坐剤30・坐剤50・坐剤100 (和光堂)</p>
フェノバルビタールの配合剤	<p>アストモリジン配合腸溶錠・配合胃溶錠 (マルホ)</p> <p>トランコロンP配合錠 (アステラス製薬)</p> <p>ヒダントールD配合錠・E配合錠・F配合錠 (藤永製薬=第一三共)</p> <p>複合アレビアチン配合錠 (大日本住友製薬)</p> <p>ベゲタミン-A配合錠・-B配合錠 (塩野義製薬)</p>
プラゼパム	セダプランコーウ錠5・錠10 (興和=興和創薬) <経>
フルジアゼパム	エリスパン細粒0.1%・錠0.25mg (大日本住友製薬)
フルラゼパム塩酸塩	<p>ダルメートカプセル15 (共和薬品工業)</p> <p>ベノジールカプセル10・カプセル15 (協和発酵キリン)</p>
プロチゾラム	<p>アムネゾン錠0.25mg (日新製薬=第一三共エスファ)</p> <p>グッドミン錠0.25mg (田辺三菱製薬=吉富薬品)</p> <p>ゼストロミン錠0.25mg (東和薬品)</p> <p>ソレントミン錠0.25mg (大正薬品工業=興和テバ=マイラン製薬)</p> <p>ネストローム錠0.25mg (辰巳化学=富士フィルムファーマ)</p> <p>ノクスター錠0.25mg (アルフレッサファーマ)</p> <p>プロゾーム錠0.125mg・錠0.25mg (ニプロファーマ)</p> <p>プロチゾラム錠0.25mg「タイヨー」・OD錠0.25mg「タイヨー」 (大洋薬品工業)</p> <p>プロチゾラム錠0.25mg「CH」 (長生堂製薬=田辺製薬販売)</p> <p>プロチゾラム錠0.25mg「J G」・OD錠0.25mg「J G」 (大興製薬=日本ジェネリック)</p> <p>プロチゾラム錠0.25mg「Y D」 (陽進堂)</p> <p>プロチゾラムM錠0.25mg「EMEC」 (サンノーバ=エルメッドエーザイ)</p> <p>プロチゾラン錠0.25mg (日医工)</p>

	プロメトン錠0.25mg (マイラン製薬) レドルパー錠0.25mg (大原薬品工業=旭化成ファーマ) レンデム錠0.25mg・D錠0.25mg (メディサ新薬=沢井製薬) レンドルミン錠0.25mg・D錠0.25mg (日本ベーリングガーイングルハイム) ロンフルマン錠0.25mg (共和薬品工業)
プロマゼパム	セニラン細粒1%・錠2mg・錠5mg (サンド=日本ジェネリック) セニラン錠1mg・3mg・坐剤3mg (サンド) レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5 (中外製薬=エーザイ)
ペモリン	ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg (三和化学研究所)
マジンドール	サノレックス錠0.5mg (ノバルティスファーマ)
ミダゾラム	ドルミカム注射液10mg (アステラス製薬) ミダゾラム注10mg「サンド」 (サンド=富士製薬工業) ミダゾラム注射液10mg「タイヨー」 (大洋薬品工業)
メダゼパム	パムネース細粒・錠2・錠5 (東邦新薬) メダゼパム錠2(ツルハラ)・錠5(ツルハラ) (鶴原製薬) レスミット錠2・錠5 (塩野義製薬)
ロフラゼブ酸エチル	アズトレム錠1mg・錠2mg (高田製薬) ジメトックス錠1・錠2 (日医工ファーマ=三和化学研究所) スカルナーゼ錠1mg・錠2mg (東和薬品) メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg (Meiji Seika ファルマ) メタックス錠1・錠2 (メディサ新薬=沢井製薬) ロンラックス錠1mg・錠2mg (シオノケミカル=マイラン製薬=興和テバ)
ロラゼパム	アズロゲン錠0.5・錠1.0 (高田製薬) ユーパン錠0.5mg・錠1.0mg (沢井製薬) ワイパックス錠0.5・錠1.0 (ファイザーエリクソン=武田薬品工業)
ロルメタゼパム	エバミール錠1.0 (バイエル薬品) ロラメット錠1.0 (あすか製薬=武田薬品工業)

注1) 会社名の表記 (A) A社 … 製造販売業者
 (A=B) A社 … 製造販売業者 B社 … 販売元、発売元等
 (A=B=C) A社 … 製造販売業者 B社、C社 … 販売元、発売元等

注2) <経> : 平成24年3月31日までが使用期限の経過措置品目

